

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和3年5月18日 午後2時15分頃 高山市三福寺町495番地（学校給食センター敷地内）		
	事故の概要	後退した給食配送車による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（左フロントドア等）	
	被害総額・市の過失割合	—	144,292円・100分の100	
	賠償金	—	144,292円	
	内 訳	保険金	—	144,292円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年6月25日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和3年6月18日 午後2時45分頃 高山市花里町4丁目111番地（エネオス高山駅前給油所敷地内）		
	事故の概要	左折したはしご車による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	131,010円・100分の100	
	賠償金	—	131,010円	
	内 訳	保険金	—	131,010円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年7月20日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	令和3年7月1日 午前10時00分頃 高山市高根町日和田1443番地先（市道日和田下村2号線）		
	事故の概要	横断側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（燃料タンク等）	
	被害総額・市の過失割合	—	67,692円・100分の100	
	賠償金	—	67,692円	
	内訳	保険金	—	67,692円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年8月10日 地方自治法第180条第1項			
4	発生時期・場所	令和3年7月2日 午前7時50分頃 高山市国府町広瀬町798番地6（市道花本線）		
	事故の概要	左折したスクールバスによる停車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右後部バンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	350,154円・100分の100	
	賠償金	—	350,154円	
	内訳	保険金	—	350,154円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年8月13日 地方自治法第180条第1項			
5	発生時期・場所	令和3年7月2日 午後4時30分頃 下呂市小坂町落合2376番地3（県道御岳山朝日線）		
	事故の概要	対向車両との接触による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右サイドミラー）	
	被害総額・市の過失割合	—	23,199円・100分の100	
	賠償金	—	23,199円	
	内訳	保険金	—	23,199円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和3年8月16日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容	
6	発生時期・場所	令和3年7月14日 午後1時50分頃 高山市松之木町262番地（東山中学校敷地内）	
	事故の概要	後退した給食配送車による駐車中の車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（左ヘッドライト等）
	被害総額・市の過失割合	—	371,143円・100分の100
	賠償金	—	371,143円
	内訳	保険金	371,143円
		一般財源	0円
	専決年月日	令和3年8月16日 地方自治法第180条第1項	